

区役所からの  
**お知らせ**

**7月1日から医療助成制度の所得年度の見直しを行います**

これまで所得制限に該当して医療費の助成を受けられなかった方は、受給資格を取得できる可能性がありますので、7月1日以降にご申請ください。

また、今回の見直しで所得制限に該当する方は、お持ちの医療証の有効期限まで医療費の助成を受けることができます。ご申請の必要書類や所得制限額は医療助成制度ごとに異なりますので、ホームページ等をご確認ください。

**問合** ●子ども医療について  
保健福祉課(子育て支援)  
1階⑫番  
☎6915-9107



●重度障がい者医療について  
保健福祉課(障がい者支援)  
1階⑬番  
☎6915-9857



**介護保険料決定通知書を送付します**

65歳以上の方(介護保険の第1号被保険者)で、年金からのお支払いにより保険料を納付されている方に、介護保険料決定通知書を7月中に送付します。

また、口座振替や納付書等で保険料を納付されている方には、4月に決定通知書を送付しましたが、保険料段階の変更や納付方法が年金からのお支払いに変更となる方には改めて送付します。

**問合** 保健福祉課(高齢者支援) 1階⑩番  
☎6915-9859

**介護保険負担割合証を送付します**

要介護・要支援認定を受けている方および総合事業の事業対象者の方全員に、令和4年8月から令和5年7月に介護サービス等を利用する際の自己負担割合(1割から3割)を記載した「介護保険負担割合証」を7月下旬に送付します。

介護サービス等を利用する際に、「介護保険被保険者証」とあわせて提示をお願いします。

**問合** 保健福祉課(高齢者支援) 1階⑩番  
☎6915-9859

**個人市・府民税に関する税務調査を実施します**

令和3年度にお勤め先から給与支払報告書や所得税の確定申告書の提出があった方で、今年度の申告等がない方などを対象に、個人市・府民税の申告書をお送りしますので、申告が必要な場合は指定の期日までにご提出ください。

また、申告等の内容や収入・所得の状況、事務所等の開設状況などについて、市税事務所から文書や電話または訪問(徴税吏員証を携帯)による税務調査を実施しますのでご協力をお願いします。

**問合** 京橋市税事務所  
市民税等グループ(個人市民税担当)  
☎4801-2953 ☎4801-2871

ご協力  
お願いします

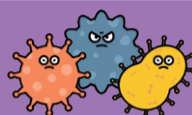


**国民健康保険  
高齢受給者証を更新します**

大阪市国民健康保険に加入の70歳から74歳の方に、7月下旬までに新しい高齢受給者証を送付します。現在のもは8月1日から使用できなくなりますので、7月中に届かない場合はお問い合わせください。

**問合** 窓口サービス課(保険年金) 3階⑳番  
☎6915-9956

**7月は  
食中毒予防月間です**



生の肉や魚を取り扱った後は、手や調理器具を洗浄消毒しましょう。また、調理は素早く、加熱は十分に行いましょう。中心温度が75℃で1分以上、二枚貝などのノロウイルスが付着している可能性があるものは、85℃～90℃で90秒以上加熱しましょう。

- カンピロバクターによる食中毒が多く発生しています! 特に鶏肉を原因とすることが多いです。新鮮な鶏肉であっても、生や加熱不十分な状態で食べると食中毒になることがあります。中心部まで十分加熱して食べましょう。
- テイクアウト、デリバリーを利用する場合は、常温で長時間持ち歩いたり、放置したりせず、できるだけ早く食べるようにしましょう。

**問合** 保健福祉課(生活衛生) 1階⑪番  
☎6915-9973

**後期高齢者医療制度の  
新しい被保険者証と  
保険料決定通知書を送付します**

対象の方に、被保険者証(水色)を7月上旬に送付します。配達時にご不在の時は郵便局に一定期間保管されず、7月中に届かない場合や郵便局の保管期限を過ぎた場合はお問い合わせください。なお、現在の被保険者証(桃色)は8月1日から使えなくなりますのでご注意ください。

また、後期高齢者医療制度の保険料決定通知書を7月21日頃に送付します。保険料を年金からお支払いされている方は、口座振替による納付方法が選択できますので、お問い合わせください。

**10月に後期高齢者医療制度が  
改正されます**

この制度改正により、住民税課税所得が28万円以上の方で一定以上の所得の方は、現役並み所得者(3割負担)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。このため、令和4年については、9月にも新しい被保険者証(黄色)を送付します。

2割負担になる方には、施行後3年間は外来の月々の負担増加額を最大3,000円までとする配慮措置があります。詳しくは、7月の被保険者証(水色)送付時に同封されている資料をご確認ください。

**問合** 窓口サービス課(保険年金) 3階⑳番  
☎6915-9956

**7月 無料相談**

予約 不動産相談・司法書士相談・行政書士相談は、大阪市行政オンラインシステムから予約できます。

対象 大阪市民の方

申込期間 毎月1日から相談日4日前まで 定員 各2名(先着順)

相談名	日時	申込方法	場所
1 法律相談(弁護士) <small>予約制</small>	7月8日(金)・22日(金) 13時～17時 (毎月第2・4金曜日)	当日9時～電話 (予約専用☎6915-9954) 定員 16名(先着順)(1人30分)	鶴見区役所3階相談室 ※予約電話が大変混み合いつながらにくい場合があります。
2 不動産相談(賃貸、売買契約、借地借家、空き家問題など) <small>予約制</small>	7月14日(木) 13時～16時 (毎月第2木曜日)	当日9時～電話 (予約専用☎6915-9954) 定員 6名(先着順)(1人30分)	※換気のため、扉と窓を開けて相談業務を行っています。
3 司法書士相談(相続・贈与、会社・法人の登記、成年後見など) <small>予約制</small>	7月20日(水) 13時～16時 (毎月第3水曜日)	当日9時～電話 (予約専用☎6915-9954) 定員 8名(先着順)(1人45分)	※新型コロナウイルス感染症の状況により、中止・変更となる場合があります。
4 行政書士相談※(相続・遺言など) <small>予約制</small>	7月13日(水) 13時～16時 (奇数月第2水曜日)	当日9時～電話 (予約専用☎6915-9954) 定員 8名(先着順)(1人40分)	問合 総務課(政策推進) ☎6915-9683
5 行政に関する相談	7月22日(金) 14時～16時 (毎月第4金曜日)	当日会場へお越しください	
6 花と緑の相談 問合 鶴見緑地公園事務所 ☎6912-0650	7月13日(水) 14時～15時30分 (毎月第2水曜日)	当日会場へお越しください	鶴見区役所 1階ロビー
7 ごみの相談 フードドライブ★ 問合 城北環境事業センター ☎6913-3960	7月19日(火) 14時～16時 (毎月第3火曜日)	当日会場へお越しください ★食品の持ち込みは 14時以降をお願いします。	
8 人権相談(いじめ、差別、虐待、セクハラ・パワハラ、DVなど) <small>予約一部</small>	【平日】9時～21時 【日・祝】9時～17時30分 ※土曜日はお休みですが 電子メールによる相談は 受付しています。	専門相談員が電話、FAX、手紙、メール、面談で相談をお受けします。区役所で面談を希望される方は事前にお申し込みください。 (☎6532-7830) ※通話料は自己負担	大阪市人権啓発・相談センター 西区立売堀4-10-18 阿波座センタービル 1階
9 こころの相談(精神科医) 問合 保健福祉課(保健活動) ☎6915-9968	7月8日(金)・22日(金) 14時～15時30分	本人(鶴見区民)およびご家族からの相談も可能です。電話、窓口 事前予約制(☎6915-9968) 定員 2名(先着順)(1人30分程度)	鶴見区役所 1階⑪番窓口
10 日曜法律相談 <small>予約制</small>	7月24日(日) 9時30分～13時30分 大正区役所	大阪市総合コールセンター「なにわコール」(☎4301-7285) ※マスク着用の徹底をお願いします。マスク未着用の場合、相談ブースへの入室はお断りします。 ※体調不良とお見受けされる場合は、相談ブースへの入室をお断りすることがあります。	なにわコール
11 ナイター法律相談	7月20日(水) 北区民センター		

★フードドライブ…ご家庭で眠っている保存食品を寄付していただき、子ども食堂や必要としている団体にお届けするSDGsにつながる活動です。ご協力をお願いします。

※ 4 行政書士相談 マイナンバーカードの代理申請を行います。この機会にあなたも作ってみませんか?

日時 7月13日(水) 13時～16時 申込方法 当日会場までお越しください。 定員 16名

持物 ●個人番号通知書(なくても手続きできます) ●本人確認書類 ●当日写真撮影あり